



11 2006
NOVEMBER

■発行/

長野県人権啓発センター
〒387-0007 千曲市墨代字清水280-6
TEL 026-274-2306 FAX 026-274-2309
長野県企画局人権・男女共同参画課
〒380-8570 長野市大字南長野字榎下692-2
TEL 026-235-7106 FAX 026-235-7389
URL <http://www.pref.nagano.jp/>
E-mail jinken-dan.jp@pref.nagano.jp

ハンセン病の正しい理解を進めましょう!

「らい予防法」の廃止から10年、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟判決から5年が経過しますが、平成15年11月には、熊本県内のホテルにおいて、宿泊拒否事件が発生するなど、ハンセン病患者・元患者の方々に対する差別や偏見は根強いものがあります。

ハンセン病については、医療や公衆衛生の面だけではなく、人権の視点から考える必要があります。ハンセン病患者・元患者の方々は、誤った隔離政策により様々な人権侵害を受けたことが明らかになっています。

長野県でも、ハンセン病問題の事実、実態を明らかにし、今後の教訓とするため、「ハンセン病問題検証会議」を設置して検証活動に取り組みました（検証会議の報告書については4Pに掲載）。

ハンセン病患者・元患者の方々を受けたような人権侵害が二度と起こらないよう、私たち一人ひとりがハンセン病を正しく理解する必要があります。



ハンセン病患者・元患者等の人権問題

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症であるが、感染しても発病する可能性は極めて低く、また、発病した場合であっても、治療方法が確立している。

我が国においては、明治40年に制定された「癩予防ニ関スル件」において、「療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキ」患者を、さらに、昭和6年に制定された「癩予防法（旧法）」では、すべてのハンセン病患者を対象として、療養所に入所させ、一般社会から隔離する政策がとられた。この隔離政策は、昭和28年の「らい予防法」においても維持され、その後、治療方法が確立しハンセン病患者を隔離する必要がなくなった後も続けられ、平成8年に同法が廃止されることによってようやく終結することになるが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にある。

(平成18年版「人権教育・啓発白書」(法務省・文部科学省編)から抜粋)

ハンセン病に関するQ&A



Q ハンセン病ってどんな病気ですか？

A

- らい菌によって引き起こされる感染症です。遺伝はしません。
- 感染力は極めて弱く、感染しても栄養状態がよく、生活環境が整備された現在では発病はほとんどありません。仮に発病したとしても、現在は有効な治療薬及び治療方法があり、通院で完全に治る病気です。隔離したり、入院する必要はありません。

Q なぜ差別されたのでしょうか？

A

- 誤った隔離政策により、療養所に強制的に収容されたり、患者の自宅や患者を乗せた列車が白衣を着た職員に徹底的に消毒されたりしたために、感染力が強く、とても恐ろしい病気であるとの誤ったイメージが定着したからです。
- かつては、遺伝病と考えられており、この誤った考えは、感染症であることが分かってからも信じる人が多く、家族ともども嫌われたからです。
- 有効な治療薬がない時代には、不治の病と信じられ、病気が進行すると、顔や手足が変形するなど、一見してハンセン病と分かる症状が出るものが多く、また、顔や手足の変形は、病気が治った後も後遺症として残り、とても怖い病気だと思われたからです。



Q わたしたちはこれからどうすればいいのでしょうか？

A

- 多くの元患者の方々は、ハンセン病が治ったにもかかわらず、現在も療養所に入所しており、退所したり、故郷を訪ねる方はほとんどいません。これは、元患者の方々の高齢化もありますが、ハンセン病に対する偏見・差別が解消されていないからなのです。偏見や差別をなくすには、私たち一人ひとりが、ハンセン病問題について正しい知識と理解を持つことが必要です。
- 病気にかかった方に対し、その病気が治るかどうか、遺伝病であるかどうかにかかわらず、病気を理由に差別したり、偏見を持つことは決して許されないことです。私たちが人権尊重の精神を持ち、ハンセン病だけでなく、様々な偏見・差別の解消に向け努力し、行動することが今求められています。

ハンセン病療養所入所者の声

役場の方から、「どうしても草津へ行け。草津へ行かなかったら、お前の病気を世間にばらす。それでお前が生活できるんだったら、行かんでもよろしい。」とそういうふうに言われ行かざるを得なくなりました。

草津へ着いたのは、次の日の夕方でした。草津へ着くと、下りるそばから車内を消毒するんです。そういうのを見たから、何か汚いものを捨てられるような感じがしました。

家に消毒に来られると、村の人や周りの人にも病気であることが分かって、私は郷里にいることができなくなりました。

夫婦舎は4畳半で、そこへ炬燵があって、布団を敷くと一杯になりました。お勝手もありません。お勝手というと、雪が降っても、外でみかん箱みたいなのひっくり返して、そこに七輪おいてやりました。

私の入った所は12畳半に8人で、反対側に4人、反対側に4人で寝ていました。

結婚することを認めてもらうためには、断種手術が必要でしたので、子どもは作れなかった。

園では、天秤棒をかついで、各部屋へご飯を運ぶ「ご飯取り」の作業をしたり、弱い患者の看護をしたり、火葬当番もやらされたり、いろいろなことをやりました。中には、手を悪くしていても、茶碗を洗ったり、炊事の仕事もあるので、自然に悪くしてしまう人が多かった。

差別とか偏見は皆さんが考える以上に、それはきついもんだよ。きついと思う。

「そっとしておいてくれ。」と言うが、それがどういうことをよく考えてほしいと思った。

どうしてこういうことを言っているのか。家へ帰れない、兄弟にも会えない、外にも出られないという無念さ、悔しさの裏に必ずあるものを思っしてほしい。どうかそうした悔しいけど、家へ行けない、親兄弟にも会えないという、その言えないところを汲んでほしい。

親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができないー。実名を名乗ることができないー。
結婚しても子供を生むことが許されないー。一生療養所から出て暮らすことができないー。
死んでも故郷の墓に埋葬してもらえないー。

こうした生活をハンセン病患者さんは長い間強いられてきました。

あなたは想像できますか？

(厚生労働省発行「わたしたちにできること」から抜粋)

「長野県ハンセン病問題検証会議」 の報告書について紹介します

■ 検証会議の目的

過去にハンセン病を患った方々に対し、県及び国家、国民が強いた事実、実態について検証し、再び同じ過ちを繰り返さぬよう、今後の教訓とするとともに、ハンセン病に関する正しい知識の普及啓発により、差別や偏見の解消を図る。

■ 検証会議委員

座長 野田 正 彰さん（関西学院大学教授）
伊波 敏 男さん（ハンセン病回復者、作家）
横田 雄 一さん（長野県弁護士会人権擁護委員会委員）

報告書の
主な
ポイント



報告の全文は、県のホームページでご覧いただけます。

URL <http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/hansen/kensyo2.htm>

国の強制隔離政策

□ 背景等

- ・ 国家の体面（国辱論）、優生政策（民族浄化）の思想、論理に基づく、患者不在の政策
- ・ 治療方法の開発に伴う見直しの動きも、現場の療養所長の反対により、継続・強化

□ 無らい県運動

- ・ 戦前、戦後、官民挙げて全国的に展開

□ ハンセン病療養所

- ・ 人権無視の過酷な処遇・・・監禁、患者作業、断種
- ・ *バタナリズムの論理・・・支配者の保護と恵みで、患者は感謝するだけで権利なし
- ※バタナリズム：家父長的温情主義などと訳される。父が子に対するような支配や保護の特質をもつ社会関係。

□ 医学・医療界の役割

- ・ 専門家である医師が、強制隔離政策を推進
- ・ 医学教育の教科書にも、国際的な動向は十分反映されていなかった

長野県における状況

□ 国の政策に則ったハンセン病対策

○ 明治時代の対策

- ・ 消毒等の予防方法の徹底にとどまり、隔離までは前提とせず

○ 無らい県運動

- ・ 昭和初期から取り組み、昭和26年に無らい県になる
- ・ お召し列車、秘密保持、バタナリズムにつながる意識

□ 県内マスメディアの対応

○ 信濃毎日新聞社の紙面検証

- ・ 昭和20年代から30年代にかけては、ハンセン病問題に十分な関心、問題意識がなかった

提言

ハンセン病問題を教訓とした今後の取組

- ◇ ハンセン病問題をめぐる現状を変える活動・・・入所者との懇談会の開催等
- ◇ 地方行政のあり方・・・県と県民が地方行政のあり方を考える材料として活用
- ◇ 今後の医学教育・・・医療行政をめぐる過去の過ち等を系統的に教える講座の開設
- ◇ マスメディア・県弁護士会の役割・・・マスメディア自身の問いかけと県民による育成
・・・問題に取り組みなかった原因を検証し今後の取り組みに活かす
- ◇ ハンセン病問題の反省を活かした活動・・・中国帰国者問題及び精神障害者問題の改革

12月10日～16日

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。



7月1日～31日

“ちがい”を愛する強調月間の取り組みを行いました。

長野県では、性別や年齢、国籍の違いや障害の有無を問わず、一人ひとりの個性や能力が十分発揮できるよう、お互いの違いを理解し、尊重しあう共生社会の実現を推進するため、7月1日から31日までを「“ちがい”を愛する強調月間」と定め、以下の広報活動を行いました。

○イベント

- ・企業人権教育推進大会7月27日(木)
長野県県民文化会館中ホール

○様々な媒体を利用した啓発活動

- ・ポスターの配布・掲示
電車、バスでの掲出、スーパー、金融機関等での掲示
- ・しなの鉄道における車内映像広告
- ・インターネットバナーによる掲示

「わたしと小鳥とすずと」
金子みすゞ

わたしが両手をひろげても、
お空はちっともとべないが、
とべる小鳥はわたしのようよ、
地面をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、
きれいな音はでないけど、
あの鳴るすずはわたしのようよ、
たくさんうたは知らないよ。

すずと、小鳥と、それからわたし。

みんなちがって、
みんないい。

長野県人権啓発センター

一人ひとりの“ちがい”が尊重される社会へ
長野県 企業人権 企業人権推進課 0120-230-7106
長野県社会福祉協議会 生活支援課 0120-230-7427



動物の足跡(足あと)



鳥の足跡(鳥の足あと)



ちがいの足あと



いっしょに歩ける足あと



動物の足跡(足あと)

「わたしと小鳥とすずと」

金子みすゞ

わたしが両手をひろげても、
お空はちっともとべないが、
とべる小鳥はわたしのようよ、
地面(じべた)をはやくは走れない。

わたしがからだをゆすっても、
きれいな音はでないけど、
あの鳴るすずはわたしのようよ、
たくさんうたは知らないよ。

すずと、小鳥と、それからわたし、
みんなちがって、みんないい。

金子みすゞ童謡集「わたしと小鳥とすずと」
(JULA出版局)より

人権啓発センターをご活用ください



展示室

様々な人権問題に関する展示や立体映像装置、また人権問題に向き合ってきた方々の証言映像をご覧いただけます。

講師の派遣

人権尊重の意識高揚を図るため、センターの人権啓発推進員が市町村、団体等が開催する学習会・研修会において講師を務めます。講師への謝礼は無料で、事前申し込み(予約)をお願いします。

貸し出し

人権啓発ビデオ～映画フィルム・パネル

啓発ビデオ186本、映画フィルム68巻、パネルセット2組(1セット22枚)をそろえています。貸し出しは無料ですが、送料のみ負担していただけます。ご利用をお待ちしております。

作品名	作成年度	企画	時間(分)	対象	テーマ
未来への虹 ～ぼくのおじさんは、ハンセン病～(アニメ)	17年	法務省 (財)人権教育啓発推進センター	30	一般、小学校、 中学校、高校	ハンセン病(療養所入所者と子どもの交流)
地域で暮らそう ～知的障害者と共に～	18年	長野県	33	一般、中学校、 高校	障害者(知的障害者の地域生活移行)
一人ひとりが輝く社会へ ～みんなですずめる人権尊重プログラム～	18年	長野県	43	一般	人権全般(人権尊重のため県民が主体的 に取り組む事業の紹介)
旅立ちの日に(アニメーション)	17年	北九州市、北九州市教育委員会、 北九州市人権問題啓発推進協議会	40	一般、中学校、 高校	女性(男女共同参画)、 障害者(社会参加)
壁のないまち	17年	兵庫県	35	一般	障害者(雇用、ユニバーサル社会)
共に生きる ～中国残留邦人たちは今～	16年	(財)兵庫県人権啓発協会	53	一般	中国帰国者(歴史、現状)
私たちの人権宣言	16年	長野県	50	小学校	子ども、人権全般
エールを贈るバス	16年	法務省 (財)人権教育啓発推進センター	29	一般、小学校	障害者(車椅子の少女)
セツちゃん	16年	共和教育映画社	34	一般、小学校、 中学校	子ども(いじめ)
ソーテ サワサワ	16年	東映株式会社 長野県同和教育推進協議会	34	一般	外国人(入店拒否、偏見)

受講された方々の声

- 差別意識に係る歴史的な変遷から、日常生活や最近の社会的動向を踏まえた、人権意識の大切さについて分かりやすくご講演いただきました。「共に生きる社会」をつくっていくことが重要であるという講師の言葉が強く印象に残っています。
- 和を重んじる時代から、個の主張を重んじる時代に変わりつつあることを事例により認識できました。
- 部落差別がつけられた経緯について、今までの学習で学んできたものと違う視点からの知識が深められた。



長野県人権啓発センター

〒387-0007 千曲市屋代字清水260-6
長野県立歴史館内
TEL026-274-2306 FAX026-274-2309

ホームページ
<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/danjo/center/center.htm>

- ◆開館時間
午前9時～午後5時(ただし、入館は午後4時30分まで)
- ◆休館日
毎週月曜日(祝日、振替休日にあたる場合は火曜日)
祝日の翌日(日曜日にあたる場合は開館)
燻蒸(くんじょう)等センターが定める日
12月28日～1月3日
- ◆入館料
無料
- ◆交通案内
しなの鉄道 屋代駅、屋代高校前駅から徒歩25分
長野電鉄河東線 東屋代駅から徒歩20分
長野自動車道・上信越自動車道 更埴I.Cから車で5分